

住宅を新築、建替え又は購入された方に奨励金が交付されます
(平成28年4月1日一部改正)

吉富町では、町内への定住を促進するため、町内に住宅を新築、建替え又は購入された方に対し、家屋及び土地に課税される固定資産税相当額を奨励金として3年間交付する制度を設けています。詳しいことは次のとおりです。

項目	内容
対象地域	町内全域
対象住宅	<p>① 自分が生活するために新築、建替え又は購入した住宅で、一つの世帯が独立して家庭生活ができる構造を有するもの ② 平成28年4月1日から平成33年3月31日までの間に、新築、建替え又は購入した住宅（保存登記が終わった日）</p>
対象家屋	居住用として用いられている部分（店舗兼用住宅の場合は、店舗部分を除く）
対象土地	対象家屋が建築された土地（対象者又は同居者の名義に限る） ※ただし、面積の330m ² までが対象となります。
対象者	<p>① 本町に住所を有する方（対象家屋を新築又は購入し、町内に転入した方を含む） ※対象家屋の地番に住民登録が必要です。 ② 町税（料）を滞納していない方（転入者は、転入前の市町村税（料）も含む） ③ 将来にわたり吉富町に定住しようとする方（概ね20年以上） ④ 該当家屋に居住している方 ※対象家屋の他に町内に住宅を持っている方は対象となりません。 ※対象家屋が共有名義の場合は、固定資産税の納税代表者が申請してください。</p>
奨励金	対象家屋及び土地に課税される固定資産税額（新築軽減措置がなされている場合は、減額後の額） ※共有名義の場合は、該当家屋に居住している方の名義分の持分割合に応じて按分した固定資産税相当額。
交付期間	固定資産税が初めて課される年度から3年間
手続き	<p>対象住宅に入居した後、奨励金交付対象者指定申請書に次の書類を添えて、申請する。</p> <p>① ア) 新築・建替えの場合 建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定による検査済証の写し イ) 購入の場合 売買契約書の写し ② 登記事項証明書（土地は本人又は同居者名義に限る） ③ 該当家屋が建設されている土地の地籍図（公図） ※②、③については法務局が発行するもの。 ④ 納税証明書（町外からの転入者のみ添付） ※転入前の市町村が発行するもの。 ※共有名義の場合は、同居する共有者全員分</p>

お問い合わせ 吉富町役場企画財政課（電話0979-24-4071）